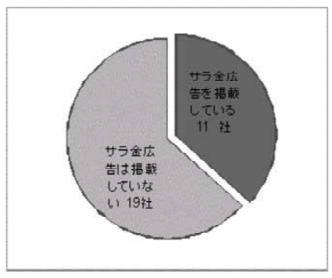
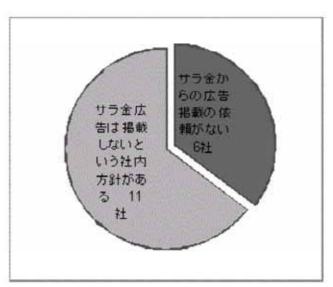
第1【サラ金広告掲載の状況】

1 回答があった30社のうち、雑誌上にサラ金広告を掲載している出版社は11社でした。



2 サラ金広告を掲載していないという19社について、その理由を質問したところ、その回答は以下のとおりでした。



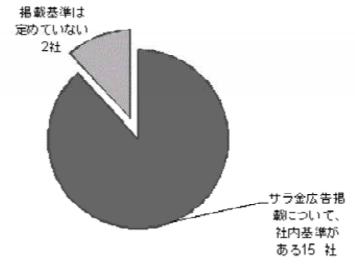
サラ金広告を掲載しない社内方針があると回答した出版社では、以下の理由から、サラ金広告を雑誌に掲載しない理由を定めたとのことでした。

- ・ 購読者層が未成年中心である。
- ・ 雑誌の性質にふさわしくない。
- ・ グレーゾーン金利の問題が解決するまでは掲載しない方針である。

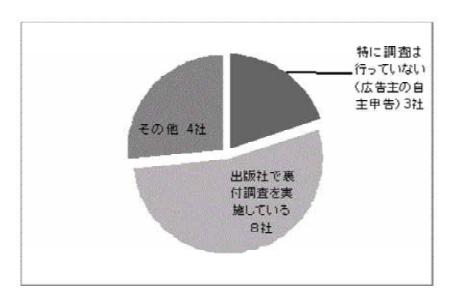
- 広告掲載により、「お墨付き」を与えるおそれがある。
- ・ 審査基準が甘く、高利で問題性が高い。広告掲載をすることは、 消費者金融業者の利用を推薦することにつながりかねない。

第2【広告掲載基準について】

3 次に、前記の質問1で、サラ金広告を雑誌上に掲載しているという11社と、 サラ金広告は掲載していないものの、質問2で掲載していない理由を、広告主 からの依頼がないためと回答した6社をあわせた合計17の出版社について、 サラ金広告を掲載する際の基準を定めているか、質問した結果は下記のとおり です。



- (1) 上記質問で、「掲載基準を定めていない」という2社は、いずれも、これまでサラ金から、広告掲載依頼がないこと、今後も掲載依頼がないと予測しているから掲載基準を定めていないという出版社でした。
- (2) 「社内基準がある」という出版社(15社)に、その具体的な内容をお聞きしたところ、以下の広告掲載基準を定めているとの回答がありました。
 - ・雑誌広告協会の掲載基準によっている。
 - ・大手5社のみというもの。
 - ・財務局認可業者のみで、都道府県知事許可のみの業者は掲載しない。
 - ・都市銀行系のみとしているもの。
 - ・雑誌1号あたり、サラ金広告は2社までとしているもの。
 - ・50万円以上を無担保で貸し付けるという表示は掲載させない。
 - ・フリーター・主婦にも貸し付けるという表現も掲載させない。
- (3) また、社内基準を定めている出版社(15社)に、その基準を満たしているか否かの調査をどのように行っているかを質問したところ以下の回答が寄せられました。



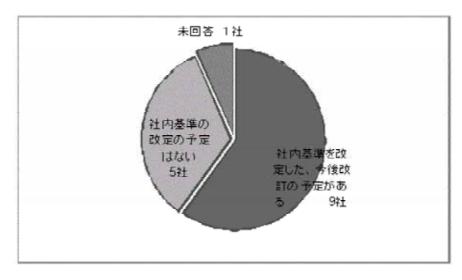
出版社での裏付調査を実施しているという8社に、その具体的な手段を質問したところ、

- ・インターネットでの検索
- ・貸金業登録の有無の確認
- ・広告掲載の自社基準を満たしているどうかを、実際に原稿を みて確認する

というものでした。

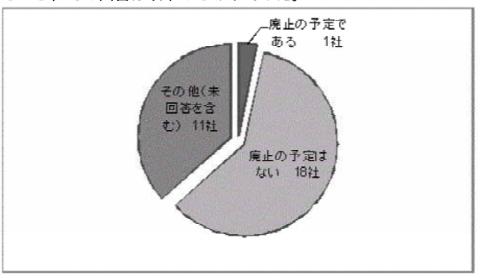
「その他」と回答した4社は、いずれも、広告代理店で、自社基準 を満たしているかを調査させている、広告代理店の申告にゆだねてい るというものでした。

(4) 前記の質問で、サラ金広告の掲載について、「社内基準を定めている」と回答した15社に、今回の貸金業法等の改正を踏まえて、社内基準の改定などをしているか、あるいは、今後、改訂の予定があるか質問したところの回答は以下の通りです。



第3【サラ金広告の状況について】

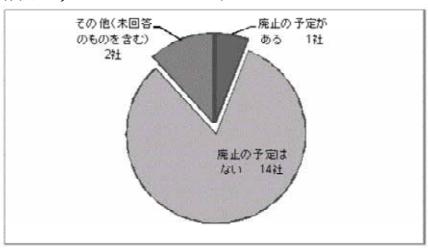
4 今回、回答があった30社に、今後、サラ金広告の掲載を廃止する予定があるかを聞いたところ、その回答は以下のとおりでした。



上記の回答から、質問2で「サラ金広告は掲載しないという社内方針がある」と回答した13社を除外した、その他の17社のみで再集計したところの回答は次のとおりです。

(上記から、社内方針で消費者金融業者の広告を掲載しないと回答した13社 を除外した17社中)

はい 1社 いいえ 14社 その他(回答なし) 2社



以上、ご回答頂いた、関係各社の皆様、ご協力ありがとうございました。

以 上